

別 紙

置戸町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者等の実態

①置戸町の人口構造

置戸町における平成30年度末の住民基本台帳人口は2,872人で、このうち生産年齢人口である、15歳から64歳までの人口は1,311人と総人口の45.6%を占めている。平成26年度末における住民基本台帳人口と比較すると、この5年間で人口は221人(7.1%)の減、生産年齢人口は210人(13.8%)の減となっている。

◆置戸町の住民基本台帳人口の推移及び人口推計

	住民基本台帳			推計値		
	平成26年度末	平成30年度末	増減数 増減率	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
総人口	3,093人	2,872人	221人 ▲7.1%	2,768人	2,456人	2,155人
うち生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,521人 (49.17%)	1,311人 (45.64%)	210人 ▲13.8%	1,240人 (44.79%)	1,061人 (43.20%)	916人 (42.50%)

※ () 内は総数に対する割合

※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値

②置戸町の産業構造

置戸町の産業構造は平成27年国勢調査結果によると、従業者総数1,487人のうち、第1次産業従事者は480人(32.3%)、第2次産業従業者は133人(8.9%)、第3次産業従業者は874人(58.8%)となっている。

置戸町の基幹産業は農林業を中心とした第1次産業であるが、現在は第3次産業の割合が高く、商工業をはじめとする卸・小売業やサービス業が地域の経済活動の拠点となっている。

また、平成26年経済センサス基礎調査の結果によると、民営事業所のうち約98%が従業員50人以下の小規模事業所で、これらの中小企業が置戸町の経済と雇用を支えている。

③置戸町の中小企業者等の実態

住民基本台帳人口の推移が示すとおり、置戸町においても人口減少と高齢化の影響が顕著で、特に生産年齢人口の減少は、労働力不足や後継者不足などの問題を引き起こしている。また、人口推計値からも町内経済の縮小に対する危機感をはじめ、将来展望に際して不安を感じている中小企業者も多く、町内経済や雇用の基盤を支える中小企業者等の持続的な発展に向けた対策が求められている。

(2) 目標

置戸町内の中小企業が、人口減少や労働力不足という厳しい経営環境を乗り越えて、意欲をもって事業経営が行なえるよう、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の設備導入を支援することで中小企業の労働生産性の向上を目指す。

これを実現するため、本計画に基づく先端設備等導入計画を3件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画に基づく先端設備等計画導入の認定を受けた中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針をいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、置戸町内の各産業が導入する幅広い設備の生産性の向上を図る必要があるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、町外中小企業者の整備する太陽光発電設備については、町内への経済波及効果及び雇用の創出が希薄であることから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は置戸町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

置戸町内の中小企業の業種は多岐にわたっており、町内で行なわれる事業も多様である。これら全ての中小企業が置戸町経済の成長において、きわめて重

要な役割を果たしており、本計画に基づいて行われる先端設備の導入によりもたらされる効果を最大限のものとするため、業種は全業種を対象とし、また、労働生産性が年率3%以上の向上が見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

令和3年3月8日付けの変更協議による計画内容の適用は、国が同意した日からとする。なお、変更計画の適用日前までは、従前の計画の例による。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

置戸町は、人員削減を目的とした取組みを先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

置戸町は、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。また、置戸町外の中小企業が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、置戸町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。